# 「せんだいゼロカーボンアクション普及啓発キャンペーン業務委託」 プロポーザル募集要項

#### 1. 業務の名称および概要

(1) 業務委託件名

せんだいゼロカーボンアクション普及啓発キャンペーン業務委託

(2) 事業の目的

近年、平均気温の上昇や豪雨等による自然災害の発生など、地球温暖化が市民生活に与える影響はますます大きくなっており、その対策は喫緊の課題である。課題の解決に向け、本市ではゼロカーボンシティの実現を目指しており、その実現にあたっては、脱炭素への関心が低く脱炭素行動の実践に結びついていない層も含めた、より多くの市民に脱炭素を「自分ごと」として捉えるきっかけをつくり、日常生活の中で自ら継続的に取り組んでもらう必要がある。

本市では、無作為に抽出した市民約50名に「ゼロカーボンシティ実現のために一人ひとりができること」について話し合い提言していただく「せんだいゼロカーボン市民会議\*」を令和5年度に初めて開催し、「家の中での脱炭素」「外出先での脱炭素」「人・モノの移動での脱炭素」について、8つのグループから提案いただいた。

本事業では、当該会議で市民からいただいた提案のうち、下記の2つのテーマに着目し、脱炭素 行動の普及啓発を行う。

※市 HP 参照:https://www.city.sendai.jp/ondanka/zerocarbon\_shiminkaigi.html

なお、本会議で市民から提案のあった内容をそのままキャンペーン内容として具現化することを 意図したものではないことに留意すること。

### テーマ

#### ① おうちの断熱

背景:現状、多くの既存住宅は断熱性が低く、冷気・暖気が逃げやすい状態となっている。熱損失が 大きい窓を中心に断熱性能を向上させることにより、効率的に冷暖房を使用することができ、 脱炭素につながる。

参考: https://chiiki-grn.jp/Portals/0/%E3%82%A8%E3%82%B3%E4%BD%8F%E5%AE%85.pdf#page=5

### ② 再配達防止

背景: ライフスタイルが多様化する中で宅配便の利用が急伸しており、その約1割は再配達になっている。再配達を減らすことで、配送トラックからの CO2 排出量を国全体で年間約25.4万トン削減できると推計されている。

参考: https://www.mlit.go.jp/seisakutokatsu/freight/re\_delivery\_reduce.html#section-2

#### (3) 委託期間

契約締結日~令和7年3月31日

(4)業務内容

別紙1「仕様書」のとおり

(5)提案上限額

金 6,000,000 円 (消費税及び地方消費税を含む)

### (6) 担当

仙台市環境局 脱炭素都市推進部 脱炭素政策課 企画係 (担当:清水)

所在地:〒980-0802 仙台市青葉区二日町 6-12 二日町第2仮庁舎

MS ビル二目町5階

電話:022-214-8232 (直通)

Email: kan007140@city.sendai.jp

# 2. 募集スケジュール

(3)参加表明書及び企画提案書等提出期限 令和6年9月2日(月)17時

(4)参加資格審査結果通知 令和6年9月3日(火)

(5) 審査 (プレゼンテーション・ヒアリング) 令和6年9月6日(金)

(6) 審査結果通知 令和6年9月9日(月)

### 3. 参加資格

本プロポーザルに参加できる者は、次のすべての条件をすべて満たす法人とする。

- (1) 委託業務を的確に遂行できる能力を有するものであること。
- (2) 仙台市内に本店、支店または事業所を有すること。
- (3)事業実施にあたり、必要な人員体制が整っていることまたは人員体制を整えることが確実と見込まれること。
- (4) 仙台市入札契約暴力団等排除要綱(平成20年10月31日市長決裁)別表に掲げる要件に該当する ものでないこと。
- (5) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定のいずれにも該当しない者であること。
- (6) 法人税、法人市町村税、固定資産税、消費税及び地方消費税を滞納していないこと。
- (7)受付期限内に、仙台市の「有資格業者に対する指名停止に関する要綱」第2条第1項の規定による 指名停止を受けていないこと。
- (8) 当該法人の設立根拠法に規定する解散又は精算の手続きに入っていないこと。
- (9)会社更生法(平成14年法律第154号)に基づく更生手続き開始の申立て、民事再生法(平成11年 法律第225号)に基づく再生手続き開始の申立て、破産法(平成16年法律第75号)に基づく破 産の申立てを受けていないこと。
- (10) 共同事業体を構成し提案を行う場合は、一の代表構成員と一以上の構成員により構成されるものとし、以下の全ての条件を満たしていること。
  - ア 全ての構成員が、上記(1)~(9)に掲げる条件を満たしていること。
  - イ 構成員が本案件における他の共同事業体の構成員として、又は単独により本プロポーザルに参加していないこと。
  - ウ 構成員が代表構成員に発注者及び監督官庁等と折衝する行為等を委任していること。
  - エ 本プロポーザルの参加表明書の提出時より前に、共同事業体を成立させていること。
  - オ 業務完了時まで、代表構成員の変更がないこと。
  - カ 本プロポーザルの参加表明書の提出時から契約締結時までは、構成員の変更がないこと。

### 4. 応募にあたっての質問及び回答

(1) 受付期限

令和6年8月9日(金)17時必着

- (2) 受付方法
  - ・本プロポーザルに関する質問を、「質問書(様式第1号)」に記入の上、電子メールにて提出すること。
  - ・電子メールの標題は「せんだいゼロカーボンアクション普及啓発キャンペーン業務委託に関する 質問(事業者名)|とすること。
  - ・電子メールを送信した際は、脱炭素政策課あて電話連絡すること。
- (3) 提出先

「1 (6) 担当」のとおり。

(4) 回答方法

令和6年8月16日(金)までに、すべての質問及び回答について市HPに掲載する。

# 5. 参加表明書及び企画提案書の提出

(1) 提出期限

令和6年9月2日(月)17時必着

(2) 提出方法

郵送または持参とする。

郵送の場合:書留郵便等配達記録が残る方法により送付すること。なお、事故等による未着について本市では責任を問わない。

持参の場合:受付時間は平日9時~17時とし、持参予定時刻を事前に担当課あて連絡すること。

- (3) 提出書類
  - ① 参加表明書(様式第2号)…1部
  - ② 企画提案書(任意様式)…正本1部、副本8部

別紙仕様書を踏まえ、具体的かつ簡潔に下記の事項について記載すること。

- ア 業務実施方針
- イ 業務実施体制
  - ・ 責任者及び担当者の氏名、職務経歴、実施体制、実施場所
  - ・本業務に類似・関連する業務に係る過去の実績等
- ウ業務全体計画
  - ・業務全体の流れ、業務実施のスケジュール等
- エ キャンペーン (①おうちの断熱、②再配達防止) に関する記載
  - ・キャンペーンの概要(ターゲット、名称、キービジュアル、内容、時期、実施方法等)
  - ・特設サイト (LP) の概要 (デザイン (内容)、運用方法等)
  - ・周知・広報の実施方法
  - ・データ解析、キャンペーンの効果検証方法
- オ その他、新たな提案に関すること

独自提案のほか、キャンペーン終了後も継続して脱炭素につながるような取り組み、仕掛け 等があれば記載

- ③ 概算見積書(任意様式)…正本1部、副本8部 別紙仕様書を踏まえ、委託料に係る全ての経費(消費税及び地方消費税相当額を含む)を記載
- ④ 事業者概要説明書(様式第3号)…1部
- ⑤ 役員名簿 …1部

※仙台市競争入札参加資格者名簿に登載されている事業者は提出不要

- ⑥ 仙台市税の納税証明書 …1部
  - ※仙台市内に本社または本店を有しない場合は、それらの属する市町村が課す地方税の滞納が ないことの証明でも可とする
- ⑦ 法人税、消費税等国税の納税証明書 …1部
- ⑧ 履歴事項全部証明書 …1部※仙台市競争入札参加資格者名簿に登載されている事業者は提出不要
- ⑨ 誓約書 (様式第4号) …1部
- ⑩ (共同事業体の場合)共同事業体結成に係る届出書(様式第5号) …1部

### (4) 提出先

「1 (6) 担当 | のとおり。

- (5) 提出に関する留意点
  - ① 提案の無効(失格)について

次のいずれかに該当するときは提案を無効(失格)とする。

- (ア)上記3の参加資格を満たさないこととなった場合。
- (イ) 本募集要項に定める手続、方法等を遵守しない場合。
- (ウ) 提案書等の提出書類に虚偽の記載、その他不正の行為があった場合。
- (エ) 記載すべき事項の一部又は全部が記載されていない場合。
- (オ)事業費の見積額(消費税相当分を含む)が上限額を上回る場合。
- ② 全般的な事項について
  - ・企画提案書及び概算見積書については、正本にのみ事業者名を記載し、副本には事業者名を特定 できる名称やロゴマーク等は使用しないこと。
  - ・提出期限後の提出及び再提出、追加資料の提出は認めない。
  - ・提出された提案書等は返却しない。
  - ・提案書等に使用する言語は日本語とする。
- ③ 提案書について
  - ・様式は任意とするが、規格はA4判(縦書き・横書きは不問)、原則両面印刷で作成すること (A3判の折り込みは可とする)。
  - ・フォントの指定はしないが、見やすさに配慮すること。なお、サイズは原則 10 ポイント以上で 作成すること(図表・注釈等で対応が困難なものを除く)。
  - ・ページ数の上限は設定しないが提案意図を明確に伝えることができる適切な量にまとめること。
- ④ 概算見積書について
  - ・様式は任意とするが、規格はA4判(縦書き・横書きは不問)とし、提案した内容で業務を行う 前提で見積もり積算根拠の具体的かつ詳細な内訳を示すこと(消費税及び地方消費税を含む)。

### (6) 参加資格審査結果

企画提案書等の受付後、本市において参加資格の審査を行い、結果を令和6年9月3日(火)ま

でに参加表明書記載のメールアドレスあてに通知する。

# 6. 委託候補者の選定について

### (1) 審査方法

受託候補者の選定を目的として設置した「せんだいゼロカーボンアクション普及啓発キャンペーン業務受託者公募に係る審査委員会」(以下、「審査委員会」という。)において、以下の審査基準をもとにしたプレゼンテーション及びヒアリングによる審査を行う。

# (2) 審査基準

次の審査項目及び配点(合計100点)により行うものとする。

審査項目	評価の観点	配点	小計
①業務理解 (企画提案書・ア)	・事業の趣旨・目的に合った企画であるか。	15	15
	・各テーマに関する社会課題の現状・背景等を理解しているか。		
②実施体制 (企画提案書・イ) (事業者概要説明書)	・業務を円滑にすることができる十分な体制となっているか。	5	- 10
	・責任の所在が明らかになっているか。		
	・業務責任者、担当者は関連業務の経験を有しているか。	5	
	・業務を確実に実行するのに必要な実績を有しているか。		
③実施計画	・具体的かつ実現性のある業務スケジュールが提示されているか。	10	10
(企画提案書・ウ)			
④企画内容 (企画提案書・エ)	・本業務の目的を達成するために効果的なターゲットの設定がされているか。	20	40
	・脱炭素に関心が低い層も含めた市民が、実践の必要性を認知・実感し気軽に		
	取り組みやすい内容となっているか。		
	・キャンペーン期間後も継続して脱炭素行動を意識付けできるような内容と		
	なっているか。		
	・具体的かつ実現性のある内容になっているか。		
	・効果的な名称・キービジュアルが提案されているか。	20	
	・特設サイトについて、効果的な内容・運用方法が提案されているか。		
	・設定したターゲットに向けた効果的な広報手段が取られているか。		
	・多様な主体が周知・広報に携わり波及効果を見込める内容となっているか。		
⑤独自提案	・業務の目的を達成するうえで効果的な、新規性・独自性のある手法が取り入	1.	1.5
(企画提案書・オ)	れられているか。	15	15
⑥見積内容	・見積金額は企画提案内容に対して妥当かつ経済性に優れているか。	10	10
(概算見積書)			
		合計	100

### 【加点項目】

上記に加え、「影響力がある、著名人やインフルエンサー、キャラクターなどの参画によりさらなる波及効果が見込めるか」の観点で審査を行い、10点を満点として加点を行う。

- (3) プレゼンテーションおよびヒアリングの実施
  - ① 実施日時 令和6年9月6日(金)
  - ② 実施場所 仙台市役所二日町第2仮庁舎会議室 ※①・②の詳細は、後日参加表明書記載のメールアドレスあてに通知する。
  - ③ 実施方法
    - ア 企画提案書をもとに業務の概要等について口頭にて説明を行うこと。
    - イ プレゼンテーションは、企画書を提出した順番で実施する。
    - ウ プレゼンテーションの持ち時間は 1 者あたり 30 分程度(説明 20 分、質疑応答 10 分)とする。

- エ 出席者は1者あたり3名以内とし、可能な限り本事業を実施する際の責任者に想定している者を主たる説明者とすること。
- オ 説明は企画提案書の内容の範囲内で行うものとし、追加の提案は認めない。
- ④ 審査方法

提出書類およびプレゼンテーション、ヒアリングに基づき審査委員会において審査し、全委員の評価点の合計が満点の6割以上の者で、評価点の合計が最も高く、最も優れた提案であると認められる者を受託候補者として選定する。評価点の合計が最も高い者が複数いる場合は、本要項6(2)審査項目④の評価点の合計が最も高い者を受託候補者とする。

(4) 通知方法

令和6年9月9日(月)に、全ての提案者宛てに審査結果を電子メールおよび書面(郵送)にて 通知する。

# 7. 契約

(1) 契約形態

業務委託契約

(2) 契約期間

契約締結日~令和7年3月31日

(3) 委託料の支払い条件

業務完了検査後、完了払いとする。ただし、受注者は、発注者が業務の性質上必要があると認めるときは、分割して委託料の請求ができるものとする。

- (4) その他
  - ① 契約額は、企画提案者が提出する見積書の額を基本に、必要に応じて提案内容等を発注者と協議した上で決定する。なお、委託料は、提案事業の遂行に必要な経費とし、業務内容からその妥当性が認められる範囲内とする。
  - ② 協議が整った後、改めて詳細な経費を積算した見積書を提出するものとする。
  - ③ 最も優れた提案を行ったものと協議が整わない場合、候補者決定から契約締結までの手続期間中に辞退の意思又はプロポーザル参加資格の喪失が明らかとなった場合にあっては、次点者と協議の上、契約を締結する場合がある。

# 8. その他留意事項

- (1)提出する案は、参加事業者1者につき1案とする。
- (2) 本プロポーザル参加に要する全ての費用は、参加者負担とする。
- (3) 参加申込後に辞退する場合は、辞退届(任意様式)を提出すること。
- (4) 受託者は、受託業務を実施するにあたり、業務上知り得た秘密を他に漏らし、又は利益のために利用することはできない。また、委託業務終了後も同様とする。
- (5)業務委託により作成した成果物及び当該成果物に係る著作権は、市に帰属するものとする。